

上田市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、令和2年国勢調査の結果、武石地域（旧武石村）が人口要件及び財政力要件を満たし、令和4年4月1日に「一部過疎」（合併前の旧市町村単位）に指定されました。
- ・ これを受け、同法第8条第1項の規定により、「長野県過疎地域持続的発展方針」に基づき、令和4年9月に「上田市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。
- ・ 同計画に基づき、これまで「過疎対策事業債」や「過疎地域持続的発展支援交付金」などを活用し、武石地域の持続的発展を目指し、各事業を実施してきましたが、令和7年度末をもって計画期間が満了します。
- ・ 引き続き地域活性化の取組を積極的に推進していくため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする次期計画を策定します。

2 これまでの主な経過等

令和3年 4月	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」施行（令和3～12年度）
令和4年 4月	武石地域（旧武石村） 「一部過疎」指定（令和4年4月1日告示）
〃 9月	「上田市過疎地域持続的発展計画」策定（令和4～7年度）
令和6年 11月	「上田市過疎地域持続的発展計画」中間評価（対象期間：令和4～5年度）
令和8年度（予定）	「上田市過疎地域持続的発展計画」終了後評価（対象期間：令和4～7年度）

3 計画の期間

- ・ 令和8年度から令和12年度まで（5か年）

4 計画の構成

- ① 基本的な事項
- ② 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ③ 産業の振興
- ④ 地域における情報化
- ⑤ 交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑥ 生活環境の整備
- ⑦ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑧ 医療の確保
- ⑨ 教育の振興
- ⑩ 集落の整備
- ⑪ 地域文化の振興等
- ⑫ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑬ その他地域の持続的発展に関し必要な事項